

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	第 11 条第 1 項 (柱書)	<p>1. 「個人情報保護委員会が定めるもの」について、当該事由を定める方法（例：貴委員会規則の制定又は改定、告示又は通知の発出、貴委員会 HP での告知など）をご教示されたい。</p> <p>2. 海外各国が同条項各号事由を満たすか否かについて、貴委員会が主体となって審査すると思われる。この審査は、どのような形式で実施する予定かご教示されたい。例えば、有識者による検討会（各省庁が行っているような審議会形式、審議会とは別の貴事務局直轄の検討会形式など）が想定されると思われる。また、当該検討会において、議事や資料の公開を行うか否かもご教示されたい。</p> <p>3. 上記 2. と関連し、海外各国が同条項各号事由を満たすか否かについて、貴委員会が検討結果を出すまでにどの程度の時間を要すると見込んでいるか、ご教示されたい。</p> <p>4. 上記 2. と関連し、海外各国が同条項各号事由を満たすか否かの検討において、海外各国の法令、担当機関等を調査されると思われる。この法令や担当機関などの一覧を作成し、貴委員会 HP 等で公開する予定があるか、ご教示されたい（企業や各種団体が海外事業を展開する場合において、海外各国の個人情報保護法制を遵守することが国際的にも求められているところ、上記のような一覧などは非常に有用と思われるため、前向きな検討をお願いしたい。）。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>1. 本規則案に適合すると認められる具体的な外国の名称については、告示で定めて当委員会 HP に掲載することを予定しています。</p> <p>2. ある外国が本規則案に適合するか否かについては、当委員会において審議の上決定し、資料及び議事録・議事概要は公表する予定です。</p> <p>3. 外国指定の検討に要する期間について一概にお示しすることは困難ですが、当該外国における制度等の状況を踏まえ、随時検討して定めることとなります。</p> <p>4. 諸外国の制度や関係機関等の情報については、当委員会 HP で公表していますが、引き続き情報の充実に努めてまいります。</p>
2	第 11 条第 1 項 (柱書)	<p>個人情報の保護に関する制度を有している外国は、いつ頃、どのようにして定められ、発表されるのか。随時入れ替わりがある場合、法第 24 条の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として不安定であるため、入れ替わり時期等を明確に定めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本貸金業協会】</p>	<p>ある外国が本規則案に適合するか否かについては、当委員会において審議の上決定し、本規則案に適合すると認められる具体的な外国の名称については、告示で定めて当委員会 HP に掲載することを予定しています。指定する外国に入れ替わりがあった場合も同様です。</p>
3	第 11 条第 1 項 (柱書)	<p>(意見)「・・・次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。」とあるが、具体的な国名は規則や個人情報保護法ガイドライン（外国第三者提供編）、告示等により広く明示されるのか。</p> <p>(理由) 第 11 条各号に定める要件の該当性について、事業者で確認することは困難であるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>	<p>本規則案に適合すると認められる具体的な外国の名称については、告示で定めて当委員会 HP に掲載することを予定しています。</p>
4	第 11 条第 1 項 (第 1 号)	<p>○「法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定め」のうち、「個人情報取扱事業者に関する規定」とは、外国における法令その他の</p>	<p>「法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定め」は、個人の権利利益を保護するために、我が国</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>定めにより個人情報取扱事業者又はこれに類するカテゴリーを規定しなければならないということか。例えば、個人情報保護に関する規定が、特定のカテゴリーに限らず広く一般的に国民に適用されることとした法体系ではいけないのかを確認したい。各国においては法制度や行政機関のあり方が日本とは異なることから、その国の法規制により個人情報保護が適切に行われているのであれば、特定のカテゴリーを規定することを求める必要は無いと考える。</p> <p>○「法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定め」のうち、「法令その他の定め」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。法令その他の定めが該当するかの判断基準（「法における個人情報取扱事業者に関する規定」に相当するか否か、の判断基準ではない）を示していただきたい。</p> <p>○「法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定め」について、例えば、以下に掲げるものは「法令その他の定め」に該当するか（「法における個人情報取扱事業者に関する規定」が以下に掲げるものに定められていれば、「法令その他の定め」に該当するか）を示していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国当局が公表するガイドライン・マニュアル・Q&A等（金融庁における検査マニュアル・監督指針・事務ガイドラインに相当するもの） 2. 外国の一地方公共団体が定めるルール（日本における条例に相当するもの） 3. 外国における判例 4. （日本における個人情報保護委員会のような公（官）の団体ではない）民間の業界団体や自主規制機関が制定するルール 5. 外国が批准する条約 6. EU、APEC、OECD等の、国の集合体によって定められ、加盟国に適用されるルール <p>各国においては法制度や行政機関のあり方が日本とは異なることから、その国の法制度又は監督制度として個人情報保護に関する規定が適切に発効しているのであれば、「法令その他の定め」を幅広く捉えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>の法第4章第1節（第15条～第35条）に規定されている個人情報取扱事業者に課せられている各種義務に関する規定に相当するものが外国に存在することを求めているものであって、当該外国に対し、個人情報取扱事業者というカテゴリーを設けていることを求めるものではありません。この「法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定め」が存在するか否かについては、外国指定の際に、当該外国について個別に確認をすることとなるため、具体的にどのようなものが該当するかについて一概にお示しすることは困難ですが、外国における制度等の状況を踏まえ、検討を行うこととなります。</p>
5	第11条第1項（第2号）	<p>「個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局」とは、国の機関であることが必要か。例えば、以下のような団体は「独立した外国執行当局」として認められるか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国の一地方公共団体 2. 外国における民間の業界団体や自主規制機関 3. EU、APEC、OECD等の、国の集合体 <p>各国においては法制度や行政機関のあり方が日本とは異なることから、その国の体制として特定の団体・機関により個人情報保護に必要な適切な監督を行うための体制が確保されているのであれば、国の機関に限らず外国執行当局を幅広く捉えるべきである。</p>	<p>「個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局」については、具体的にどのようなものが該当するかについて一概にお示しすることは困難であり、外国指定の際に、当該外国における制度等の状況を踏まえ個別に確認をすることとなりますが、御指摘の団体等は、一般的には本規則案における「独立した外国執行当局」には含まれないと考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
6	第 11 条第 1 項 (第 3 号)	<p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>「我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能である」とあるが、この要件を求める理由・背景を伺いたい。</p> <p>現状の規定だと、我が国の側が相互理解に基づく連携及び協力が可能と考えていても、相手国側がそう考えていない(日本とは連携・協力できないと考える)場合は、その相手国は個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として認められないことになる。しかし、ここで規定すべきは外国が個人情報保護に係る適切な制度を有しているか否かの判断基準であって、我が国との相互理解の有無や連携・協力はその外国における個人情報保護の制度の実効性とは何ら関係ない。</p> <p>特に、「個人情報の適切かつ効果的な活用」は個人情報保護とは対極にある考え方であり、仮に「個人情報の適切かつ効果的な活用に全く配慮せず、個人情報保護のみ実行する」と考える外国があった場合、その国と我が国が相互理解に至らないとしてその国が「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として認められないのは全く非論理的である。結論として、第 3 号全体の削除を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>例えば、我が国から移転された個人情報が移転先の外国の事業者において不適切な取扱いがされていた場合に、当委員会から当該外国の当局に対して執行を依頼すること等が想定され、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護のためには、相互理解に基づく連携及び協力が必要であると考えられます。</p> <p>なお、法第 1 条の目的規定においては、個人情報の適正かつ効果的な活用も含め、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することとされており、法第 24 条の規定もこの目的規定を踏まえたものであることから、第 3 号の内容は法第 24 条の趣旨と矛盾しないものと考えています。</p>
7	第 11 条第 1 項 (第 4 号)	<p>全文の削除を要望する。理由は以下の通り。</p> <p>1. 「個人情報保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく」とあるが、そもそも「個人情報保護のために必要な範囲」は各国よっての判断基準が異なり、我が国では必要な範囲を超えていると判断される事例でも、外国においては必要な範囲内であると判断されうことは予想されるところである。</p> <p>また、個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することが個人情報の保護を阻害することになる場合は格別、個人情報の保護のために必要な範囲を超えて(=過度に)国際的な個人データの移転を制限しても、個人情報保護の目的は達せられているはずである。</p> <p>第 4 号の前半部分は全く無意味であり、逆に外国における個人情報保護を阻害しかねない規定である。</p> <p>2. 第 11 条は柱書で「次の各号のいずれにも該当する外国」として各号を列挙しているところ、第 4 号の後半部分は「我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められる」と規定しており、我が国と外国が個人データを移転する当事者であるような規定振りである。しかし法第 24 条で規定しているデータ移転の当事者は(日本に所在する)個人情報取扱事業者と外国にある第三者である。第 4 号は法第 24 条の規定と無関係に当事者を設定しており、このような規定は全く無用である。仮に我が国と外国を当事者とした個人データの移転を想定しているのであれば、</p>	<p>1. ある外国が「個人情報保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限」していないと認められるか否かは、指定を行う我が国において判断します。</p> <p>法第 1 条に規定されているとおり、個人の権利利益を保護しつつ、個人情報の適正かつ効果的な活用を実現する観点から重要と考えられます。その観点から、我が国と指定する外国の間で相互の円滑な個人データ移転を図ることが必要であり、必要な範囲を超えて移転を制限する国を指定することは適当ではないと考えられます。</p> <p>2. 本規則案第 11 条第 1 項第 4 号の規定は、指定を受けられる外国の要件として、当該外国と我が国の個人情報取扱事業者の間における個人データの移転が可能であること等を定めるものです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		その状況を明らかにした上で、それと個人情報取扱事業者と外国にある第三者と個人データ移転との関係を明確にして規定を設けるべきである。 【個人】	
8	第 11 条第 1 項 (第 5 号)	○全文の削除を希望する。 個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する理由・背景は様々であり、提供が必ずしも我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するとは限らない。 また、第 11 条の見出し及び法第 24 条にあるとおり、第 11 条の規定に基づいて定めるべきものは「個人の権利利益を保護する上で我が国と同様の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」である。特定の外国が法第 24 条の規定による外国として定められるか否かは、あくまで適切な個人情報保護の制度を有しているか否かでのみ判断されるものであり、それ以外の要素、特にその定めの結果に左右されるものではない。 ○この号と他の 4 つの号との関係が不明確である。柱書では「次の各号のいずれにも該当する外国」と規定して第 5 号を他の号と同列に扱っているが、第 5 号は「前四号に定めるもののほか」と、他の 4 つの号の例外を規定するかのような書き振りである。柱書にあるとおり第 5 号と他の 4 つの号は同列であり関係性はないのであるから、第 5 号を置く場合でも「前四号に定めるもののほか、」は不要であり、削除すべきである。 【個人】	本規則案第 11 条第 1 項第 5 号の規定は、法第 1 条の目的規定にあるとおり、個人情報の適正かつ効果的な活用が、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえたものです。 また、「前四号に定めるもののほか、」は、第 1 号～第 4 号との重複を避けるために規定しているものです。
9	全体	当該規則案は、一見したところ、貴委員会 HP には検討経緯や検討経緯に係る資料が掲載されていないように見受けられた。貴委員会が独立委員会であり、高度の独立性を有することは承知しているが、行政の透明性の重要性も鑑み、今後は、検討経緯や検討経緯に係る資料も可能な限り公開することも検討されたい。 【個人】	本規則案の策定に関する当委員会の検討については、以下の当委員会HPにおいて議事録や資料等を公表しておりますので御参照ください。 (第 39 回委員会) https://www.ppc.go.jp/enforcement/minutes/2017/20170616/ (第 49 回委員会) https://www.ppc.go.jp/enforcement/minutes/2017/20171206/
10	全体	(意見) 該当している国について、個人情報委員会でリストを作成して公開していただきたい。 (理由) 該当している国について、各企業が個別に判断することは解釈の点もあり難しい。円滑なデータ活用に向けての基盤として整備していただきたい。 【一般社団法人日本自動認識システム協会】	本規則案に適合すると認められる具体的な外国の名称については、告示で定めて当委員会 HP に掲載することを予定しています。
11	全体	(意見) 欧州については一般データ保護規則と日本の改正個人情報保護法との間で個人情報の定義が異なる場合がある。例えば生体情報はスペシャルカテゴリーの情報として定義されている。個人情報の定義のすり合わせ、もしくは定	諸外国の制度や関係機関等の情報については、当委員会 HP で公表していますが、引き続き情報の充実に努めてまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>義の違いに基づく取り扱い方については、別途ガイドラインを整備していただきたい。</p> <p>(理由) 各企業が個別に判断することは解釈の点もあり難しい。グローバルなデータ利活用サービスや生体認証サービス等が滞りなく行える環境を整備していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本自動認識システム協会】</p>	
12	全体	<p>(意見) 本規則案は、同意がなくても日本からの個人データの越境移転を可能とする方法となるとともに、EU によるいわゆる十分性認定に対して、EU との双方向の個人データの越境移転を可能とする枠組みの構築にも資するものと考えます。</p> <p>(理由) 通常、EU によるいわゆる十分性認定は、EU から一方的に認定を受けるものですが、本規則案により、日本からも EU を個人情報の保護のレベルが同等であると指定することで、日本側だけが一方的に十分性認定を受けることを避けることが可能となります。これは、対等な交渉を続けるため重要なものであり、国内外の様々なステークホルダーと意見を調整しつつ、交渉を続けられる個人情報保護委員会の姿勢を評価いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】</p>	本規則案への、賛成の御意見として承ります。
13	全体	<p>(意見) 本規則案により、個人情報の水準が同等であるとの指定がない国についても、越境移転が可能な方法があるので、その点について誤解がないよう、普及啓発をしっかりと行っていただきたい。</p> <p>(理由) 本規則案により、EU 以外の国・地域について、個人情報の保護の水準が同等であるとの指定はされないのかといった議論が起こりえます。しかし、APEC 越境プライバシールール (CBPR) 認証を受けている場合や、委託契約や内規等により個人データの提供先である外国にある第三者が我が国の個人情報取扱事業者の講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを実質的に担保されている場合等にも移転が可能です。この点は、個人情報保護法やガイドライン (外国にある第三者への提供編) 等でも明記されていますが、いまだに誤解が少なくありません。そのため、本規則案による指定がなくても、上記のようなそれ以外の方法によりデータの越境移転が確保されていることについて普及・啓発することが、情報の自由な流通を阻害しないために重要となります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】</p>	当委員会は、引き続き、外国指定以外の方法による外国の第三者への個人データ移転のルールを含め、個人情報保護制度の普及・啓発の促進に取り組んでいきます。
14	全体	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> EU からの要求に一方的に応じるのではなく、日本の個人情報保護に関する法体系の説明や、国内外の様々なステークホルダーとの意見調整等を行いつつ、対等な交渉を続けられる個人情報保護委員会の姿勢を評価し敬意を表します。一方で、規則案第 11 条第 1 項各号の要件を慎重に検討し、同等性指定のタイミングをご考慮いただければと考えます。 	<p>本規則案への、賛成の御意見として承ります。</p> <p>EU の外国指定のタイミングについては、欧州委員会から日本への十分性認定にあわせて行う予定です。</p> <p>なお、現在は本年の早い時期に EU 加盟国の指定を行う可能性を視野に作業を行っていますが、御理解のとおり、本規則案が</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>・本規則案によらなくても、APEC 越境プライバシールール（CBPR）の認証や適切かつ合理的な方法による保護措置等それ以外の方法により、日米間のデータの自由な流通が阻害されないことを改めて質問させていただきたいと存じます。</p> <p>（理由）</p> <p>在日米国商工会議所（ACGJ）は、プライバシーや個人情報保護を確保することで消費者やユーザの信頼を得ることが健全な市場確保のために重要であり、同時に、データの自由で公正な流通の確保がイノベーションの源となり、産業の健全かつ持続的な成長に資すると考えます。今回パブリックコメントにかかっている「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」（以下、「規則案」）をはじめとして、様々な取組み等により個人情報保護委員会が個人情報の保護と利活用のバランスを図ろうとされる姿勢は、大変歓迎すべきものであり、事業者の健全な成長に資するものであるため、ACGJは引き続き、このような取組みを支持し協力していく所存です。</p> <p>本規則案は、個人情報保護法 24 条括弧書きにある同等性指定の具体的な要件を示すものであり、同意がなくても日本からの個人データの越境移転を可能とする方法であるとともに、EU によるいわゆる十分性認定に対して、EU との双方向の個人データの越境移転を可能とする枠組みの構築にも資するものと考えます。EU からの要求に一方的に応じるのではなく、日本の個人情報保護に関する法体系の説明や、国内外の様々なステークホルダーとの意見調整等を行いつつ、対等な交渉を続けられる個人情報保護委員会の姿勢を評価し敬意を表します。一方で、日本による同等性指定は、同意なく個人データの越境移転を可能にし、そのインパクトが大きいため、特に対等な交渉を保つためには、規則案 11 条各号の要件を慎重に検討し、同等性指定のタイミングをご考慮いただければと考えます。</p> <p>個人情報保護法 24 条の同等性指定の基準が本規則案で具体的に記載されることにより、EU 以外の国・地域について同等性指定はされないのかといった議論が起りえます。しかし、個人情報保護法 24 条および個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）等により、個人情報の移転が同等性指定以外の方法、具体的には、APEC 越境プライバシールール（CBPR）の認証や契約等による適切かつ合理的な方法による保護措置等の方法が確保されています。特に、日米間の公正で自由なデータ移転は、日米双方の密接な関係を維持し、これを通じた経済の継続的な発展に資するものとなります。そのため、同等性指定によらなくても、上記のそれ以外の方法により、日米間のデータの自由な流通が阻害されないことを再確認させていただきたいと存じます。</p> <p>また、同等性指定以外の越境移転の重要な方法である APEC の CBPR については、米国や他の APEC 加盟国・地域と連携し、さらには APEC のリーダーとして、引き続き CBPR を推進していただくよう要望します。最後に、EU 以外の</p>	<p>施行された場合においても、現在行われている APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの認証等の方法による外国の第三者への移転のルールに変更はありません。</p> <p>当委員会は、引き続き APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの促進に取り組んでいきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>国・地域と日本との間の越境移転について委縮効果が及ばないよう、越境移転に関するルールを含めた個人情報保護法の啓発・普及を一層強化していただけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	
15	全体	<p>1. EU に対する同等性指定のタイミングを慎重に考慮すべき</p> <p>当連盟は、データの自由で公正な流通の確保がイノベーションの源となり、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資すると考えております。</p> <p>EU との間で、双方向の個人データの越境移転を可能とする枠組みの構築に向けた交渉を進めるにあたって、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めること、(以下「同等性指定」と呼びます。)は、極めて重要な手段であると当連盟は理解しています。従来、EU による十分性認定というのは、EU によりデータ移転を受ける国における個人データ保護が十分かどうかを一方向的に判断されるものであったからです。</p> <p>本規則案は、この同等性指定を受けるために当該外国が満たすべき要件として、「我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること」(規則案第11条第1項第4号)を明示し、同等性指定とEUのいわゆる十分性認定により相互に個人データの移転を図るべきものであるというスタンスを示し、EU との対等な関係での交渉を更に進めることに資するものと評価しております。</p> <p>一方で、上記のとおり、同等性指定がEUとの交渉にあたって極めて重要な手段であることから、不用意なタイミングで同等性指定を行ってしまった場合、交渉上不利な立場になってしまうことが懸念されます。EU との間で対等な交渉関係を保つためには、その指定のタイミングについて慎重にご考慮をいただきたいと考えます。</p> <p>2. 同等性指定以外の個人データの越境移転の方法について普及・啓発が必要である</p> <p>同等性指定以外にも、個人情報保護法第24条、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)等により認められる個人データの越境移転の方法はあります。具体的には、APEC 越境プライバシールール(CBPR)による方法や個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されている外国にある第三者へ提供する方法等があります。</p> <p>同等性指定以外の越境移転の方法については、正しい理解が得られていない例も見受けられるため、同等性指定以外の方法があることも適切に普及・啓発をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>1. 本規則案への、賛成の御意見として承ります。また、EU の外国指定のタイミングについては、欧州委員会から日本への十分性認定にあわせて行う予定です。</p> <p>2. 当委員会は、引き続き、APEC越境プライバシールール(CBPR) システムの認証等の方法による個人データの越境移転に関するものを含め、個人情報保護制度の普及・啓発の促進に取り組んでいきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
16	全体	<p>今回意見募集されている個人情報保護委員会規則改正案に係る個人情報保護法 24 条に基づく外国の指定は、EU のデータ保護指令および一般データ保護規則に規定されている「充分性認定」に対応する措置と見受けられます。</p> <p>そこで、今回意見募集されている、指定対象の外国の要件や指定にあたっての条件に加えて、前述の一般データ保護規則に規定されているようなレビュー条項（同規則 45 条 3 項・4 項）や認定取消条項（同規則 45 条 5 項）も規定されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見を踏まえ、レビューや取消に係る条項の追加について検討します。
17	全体	<p>当該の規定（個人情報保護委員会規則で定める外国の第三者に対しての個人データの対象の例外）は、条約でも結んでいないのであれば、日本国憲法違反であると察されるものである事について、まずは述べておく。</p> <p>国民の情報コントロール権の権利を侵害している法律内容であり、法律レベルでは是認されないものである。（相手が 23 条 1 項規定の事情を有しているのであればともかく、それ以外の場合は公共の福祉を理由に日本国民である個人の権利を制限するのに相当しない。今回の意見募集対象である個人情報保護委員会規則の 11 条 1 項 5 号で「我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること」という条件があるが、経済的理由（と言っても、GDP がどうだこうだ、という事に終始する恐れもあると考えるのである。この場合、「我が国と貴国により経営されるエンタテインメント産業（実際は脱法性産業）に資するので個人情報を送れ。」（やや極端な例であるが）という様な形での個人情報の供与がなされる可能性があるのではと考える。）によってこれを許すのは問題である。）</p> <p>規則 11 条について見てみると、どれもこれも理想郷的な文言が書かれていると思うのであるが、あまり信用出来ないと考える。（日本は、中国及び韓国に、依然としてビザ無し渡航を認めている事を思われない。）</p> <p>本来であれば「条約を締結している場合」という様な条件を加えるのが適切であると考えますが、しかし、おそらくこの記述から変更する事は無いとも思われるので、ここで、追加の条項を加える事を求めたい。</p> <p>その内容は、</p> <p>「六 当該外国については告示により定める。」</p> <p>という様な内容のものであるが、ここで対象となる当該外国については告示等での具体的な対象国を記述したホワイトリスト方式での定めを行う事を求める。</p> <p>対象は、たかだか数百の範囲に収まるのである。</p> <p>人力でホワイトリスト方式の定めを行っても問題の無い範囲であるので、個人情報保護委員会は、各国における制度及び状況（嘘偽りばかりの約束破りを平気で行う国については認められるべきではないのは当然である）について検討の上、当該外国についての具体的なホワイトリスト方式での定めを行っていた</p>	本規則案は、法第 24 条の委任を受けたものであり、憲法違反ではないと考えております。また、本規則案は、法第 24 条に基づき外国を指定する際に、当該外国が満たすべき要件を定めるものであり、国民の権利を制限するものではありません。また、本規則案に適合すると認められる具体的な外国の名称については、告示で定めて当委員会 HP に掲載することを予定しています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		だきたい。(法制度についての確認と外務省とも協力した状況把握程度であり、あまり重い負担とはならないのではないかと察する。) 国は、最低、その程度の体制で、国民の個人情報を扱って(守って)いただきたく思う。 <div style="text-align: right;">【個人】</div>	

(注) このほか、本意見募集の対象外である御意見を4件いただいております。

【凡例】

- 「法」: 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)
- 「当委員会」: 個人情報保護委員会